

第9章 社会福祉士国家試験過去問題研究・Web補足資料

本章では、第22回（2010（平成22）年実施分）から第34回（2022（令和4）年実施分）の社会福祉士国家試験問題の中から権利擁護と法に関する設問を取り上げ、これまで学んできた内容に準じて分類し、解説および考察を付した。

本Web補足資料では、書籍に掲載しきれなかった過去問題研究を取り上げる。

第1節 成年後見制度（7問）

問題 補-1 次のうち、成年後見制度において成年後見人等に対して付与し得る権限として、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 成年後見人に対する本人の居所指定権
- 2 成年後見監督人に対する本人への懲戒権
- 3 保佐人に対する本人の営業許可権
- 4 補助人に対する本人の代理権
- 5 任意後見監督人に対する本人の行為の取消権

（第33回：問題81）

〈解説〉

- 1 本人の居所指定権は親権者および未成年後見人が未成年者に有する権限である（民法第821条、第857条）ため、成年後見人等に関しての規定はない。あくまでも、居所指定権は、親権者が未成年の子に対して監護・教育のためにその居所を指定する権利である。
- 2 「親権を行う者は、第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる」と規定されている（民法第822条）。成年後見人等には懲戒権の規定はない。
- 3 「子は、親権を行う者の許可を得なければ、職業を営むことができない」と規定されている（民法第823条第1項、第857条）。親権者や未成年後見人は、子に対する営業許可権を有するが、保佐人については本人に対する営業許可権に関する規定はない。営業許可とは、例えば飲食店や、魚介類、食肉などの販売を行うには、食品衛生法に規定された営業許可を受けなければならない。
- 4 正解肢である。「家庭裁判所は、補助人若しくは補助監督人の請求によって、被補助人のために特定の法律行為について補助人に代理権を付与する旨の審判をすることができる」と規定されている（民法第876条の9）。
- 5 任意後見人には、本人の行為に対する同意権や取消権はなく、任意後見契約において定められている代理権のみが付与されている。任意後見監督人にも本人の行為に対する同意権はない。任意後見制度は本人の意思で、将来のために後見人予定者を選んでおく制度のため、本人の意思決定を尊重する制度であるからである。

〈考察〉

被補助人は「事理弁識能力が不十分な者」（民法第15条第1項）であり、保護者である補助人に「本人の代理権」がないと本人の財産管理、入所契約などの身上監護ができないため、補助人には、本人の代理権が必要である。代理とは、本人に代わって本人以外の者（代理人）が意思表示を行うことによって契約等を締結し、その効果は本人に帰属するため、代理人が行った行為は本人が行ったものであると見なされる。「居所指定権」「懲戒権」「営業許可権」は「代理権」より重要な法律行為であるから、本人の自己決定の尊重の観点からは、「本人の代理権」のほうが本人保護に資するものと思われる。

問題 補-2 任意後見制度に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 任意後見契約に関する証書の作成後、公証人は家庭裁判所に任意後見契約の届出をしなければならない。
- 2 本人は、任意後見監督人選任の請求を家庭裁判所に行うことはできない。
- 3 任意後見契約では、代理権目録に記載された代理権が付与される。
- 4 任意後見監督人が選任される前において、任意後見受任者は、家庭裁判所の許可を得て任意後見契約を解除することができる。
- 5 任意後見監督人が選任された後において、本人が後見開始の審判を受けたとしても、任意後見契約は継続される。

(第33回：問題82)

〈解 説〉

- 1 「任意後見契約は、法務省令で定める様式の公正証書によってしなければならない」と規定されている（任意後見契約法第3条）。公正証書の作成は、公証人が行うが、家庭裁判所に任意後見契約の届出をする必要はない。
- 2 「任意後見契約が登記されている場合において、精神上の障害により本人の事理を弁識する能力が不十分な状況にあるときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族又は任意後見受任者の請求により、任意後見監督人を選任する」と規定されている（任意後見契約法第4条）。本人も請求することができる。
- 3 正解肢である。任意後見契約法第3条は法務省令で任意後見契約の様式を定めるとしており、その様式の1つが代理権目録の形式で代理権の内容を特定するものになっている（任意後見契約法第3条の規定による証書の様式に関する省令付録第1号様式）。代理権目録は公正証書を作成する際に公証人が記載する。
- 4 「任意後見監督人が選任される前においては、本人又は任意後見受任者は、いつでも、公証人の認証を受けた書面によって、任意後見契約を解除することができる」「任意後見監督人が選任された後においては、本人又は任意後見人は、正当な事由がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て、任意後見契約を解除することができる」と規定されている（任意後見契約法第9条）。選任される前は本人の判断能力があるため自由に解除することができるが、選任後は本人の判断能力が十分でないため、家庭裁判所の許可という本人保護が重視される。
- 5 「任意後見監督人が選任された後において本人が後見開始の審判等を受けたときは、任意後見契約は終了する」と規定されている（任意後見契約法第10条第3項）。任意後見制度には、取消権、同意権がないため、本人保護のために取消権・同意権が行使できる成年後見制度に移行すれば、任意後見契約は終了することになるからである。

〈考 察〉

問題10の「任意後見監督人に対する本人の行為の取消権」がなく、代理権しかないという任意後見制度の本質が理解できていれば、問題11の「任意後見契約では、代理権目録に記載された代理権が付与される」につながることはできるはずである。

任意後見制度は、本人の自己決定を最大限尊重させるために、任意後見人には、本人の行為に対する同意権・取消権がなく代理権しか与えられていない。任意後見制度では悪徳業者に対する取消権がない以上、本人の財産が守れない可能性があるため、本人の財産保護のために代理権とともに取消権が付与できる成年後見制度に移行すべきという本質的理解が問われている。

問題 補-3 法定後見における保佐に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 保佐開始の審判を本人が申し立てることはできない。
- 2 保佐人に対して、同意権と取消権とが同時に付与されることはない。
- 3 保佐人が2人以上選任されることはない。
- 4 法人が保佐人として選任されることはない。
- 5 保佐人が日常生活に関する法律行為を取り消すことはできない。

(第28回：問題78)

〈解 説〉

- 1 「精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、保佐開始の審判をすることができる」と規定されている（民法第11条）。そのため、保佐開始の審判を本人が申し立てることができる。
- 2 「被保佐人が行為をするには、その保佐人の同意を得なければならない」と規定されている（民法第13条第1項）。また、「保佐人の同意を得なければならない行為であって、その同意又はこれに代わる許可を得ないでしたものは、取り消すことができる」と規定されている（民法第13条第4項）。そのため、保佐人に対して、同意権と取消権が同時に付与される。
- 3 「成年後見人が選任されている場合においても、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前項に規定する者若しくは成年後見人の請求により又は職権で、更に成年後見人を選任することができる」と規定されている（民法第843条第3項）。成年後見人が複数選任されることを示している。また、この規定は保佐人にも準用される（民法第876条の2第2項）。
- 4 「成年後見人を選任するには、成年被後見人の心身の状態並びに生活及び財産の状況、成年後見人となる者の職業及び経歴並びに成年被後見人との利害関係の有無（成年後見人となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と成年被後見人との利害関係の有無）、成年被後見人の意見その他一切の事情を考慮しなければならない」と規定されている（民法第843条第4項）。成年後見人に法人も選任されることを示している。また、この規定は保佐人にも準用される（民法第876条の2第2項）。
- 5 正解肢である。「成年被後見人の法律行為は、取り消すことができる。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、この限りでない」と規定されている（民法第9条）。「被保佐人が次に掲げる行為をするには、その保佐人の同意を得なければならない。ただし、第九条ただし書に規定する行為については、この限りでない」と規定されている（民法第13条第1項）。保佐人が日常生活に関する法律行為を取り消すことはできない。

〈考 察〉

日用品の購入その他日常生活に関する行為は本人の残存能力を活用し、自己決定を尊重すべきであるから、取消の対象外である。

問題 補-4 法定後見における補助に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 補助開始の審判には、本人の同意は必要とされない。
- 2 補助の開始には、精神の状況につき鑑定が必要とされている。
- 3 被補助人は社会福祉士になることができない。
- 4 補助監督人がいない場合で利益相反するときには、補助人は臨時補助人の選任を請求しなければならない。
- 5 複数の補助人がいる場合、補助人は共同して同意権を行使しなければならない。

(第27回：問題80)

〈解 説〉

- 1 「本人以外の者の請求により補助開始の審判をするには、本人の同意がなければならない」と規定されている（民法第15条第2項）。後見・保佐は規定されていないが、補助のみ本人の同意が必要である。
- 2 「家庭裁判所は、被補助人となるべき者の精神の状況につき医師その他適当な者の意見を聴かなければ、補助開始の審判をすることができない」と規定されている（家事法第138条）。補助の開始にあつては、医師の診断書で足りる。ただし、後見・保佐には原則、鑑定書が必要である（家事法第119条第1項、第133条）。
- 3 被補助人であることが、社会福祉士の欠格事由には挙げられていない。
- 4 正解肢である。「補助人又はその代表する者と被補助人との利益が相反する行為については、補助人は、臨時補助人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。ただし、補助監督人がある場合は、この限りでない」と規定されている（民法第876条の7）。
- 5 「成年後見人が数人あるときは、家庭裁判所は、職権で、数人の成年後見人が、共同して又は事務を分掌して、その権限を行使すべきことを定めることができる」（民法第859条の2第1項）、「成年後見人が数人あるときは、第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りる」と規定されている（同第3項）。補助人が複数いる場合、各補助人は単独で同意権を行使することができる。後見・保佐・補助は、監督人が必置事項ではないため、本人の利益が害される場合には、臨時の補助人が必要となる。

〈考 察〉

土地の取引など補助人の立場を利用して本人の代理人として売り主となり、買主も補助人本人だった場合には、安価な契約が締結され本人に不利益（利益相反行為）となる可能性があることから、臨時補助人の選任を家庭裁判所に請求する必要がある。

問題 補-5 成年後見制度に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な者については、家庭裁判所は、職権で補助開始の審判をすることができる。
- 2 成年被後見人のなした日常生活に関する法律行為については、成年後見人が取り消すことができる。
- 3 家庭裁判所は、成年後見開始の審判をするときは、職権で成年後見人を選任し、保佐人および補助人についても同様に職権で選任する。
- 4 成年後見人は、いつでも家庭裁判所に届け出ることによって、その任務を辞することができる。
- 5 家庭裁判所は、破産者を成年後見人に選任することはできないが、未成年者を成年後見人に選任することはできる。

(第26回：問題80)

〈解 説〉

- 1 「精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人又は検察官の請求により、補助開始の審判をすることができる」と規定されている（民法第15条第1項）。そのため、家庭裁判所は、職権で補助開始の審判をすることができない。
- 2 「成年被後見人の法律行為は、取り消すことができる。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、この限りでない」と規定されている（民法第9条）。そのため、自己決定の尊重という理念から、日常生活に関する法律行為については、成年後見人が取り消すことができない。日常生活に関する法律行為とは、食料品や衣料品等の買い物、光熱費等の支払いである。
- 3 正解肢である。「家庭裁判所は、後見開始の審判をするときは、職権で、成年後見人を選任する」（民法第843条第1項）、「家庭裁判所は、保佐開始の審判をするときは、職権で、保佐人を選任する（民法第876条の2第1項）」、「家庭裁判所は、補助開始の審判をするときは、職権で、補助人を選任する」と規定されている（民法第876条の7第1項）。成年後見人、保佐人、補助人は、家庭裁判所が職権（法令によって与えられる権限）で選任される。
- 4 「後見人は、正当な事由があるときは、家庭裁判所の許可を得て、その任務を辞することができる」と規定されている（民法第844条）。成年後見人が自由に辞任できると成年被後見人の財産管理や身上監護に影響を与え不利益を被るからである。
- 5 後見人の欠格事由として、未成年者、家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人または補助人、破産者、被後見人に対して訴訟をし、またはした者並びにその配偶者及び直系血族、行方の知れない者」と規定されている（民法第847条）。

〈考 察〉

家庭裁判所は、成年後見開始の審判をするときは、職権で成年後見人を選任し、保佐人および補助人についても同様に職権で選任することから、親族等が成年後見人等の候補者と希望しても、自らが希望通りに成年後見人になれない可能性がある。

問題 補-6 保佐人の権限および職務に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、被保佐人、その親族もしくは保佐人の請求によりまたは職権で保佐監督人を選任することができる。
- 2 保佐人と被保佐人との利益が相反する行為については、保佐人は特別代理人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。
- 3 被保佐人は、日用品の購入その他日常生活に関する行為につき、保佐人の同意を要する。
- 4 保佐人は、保佐の事務を行うに当たっては、被保佐人の心身の状態および生活の状況の悪化が予想されても、被保佐人の意思を尊重しなければならない。
- 5 家庭裁判所は、職権で被保佐人のために特定の行為について保佐人に代理権を付与する旨の審判をすることができる。

(第25回：問題80)

〈解 説〉

- 1 正解肢である。「家庭裁判所は、必要があると認めるときは、被保佐人、その親族若しくは保佐人の請求により又は職権で、保佐監督人を選任することができる」と規定されている（民法第876条の3第1項）。
- 2 「保佐人又はその代表する者と被保佐人との利益が相反する行為については、保佐人は、臨時保佐人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。ただし、保佐監督人がある場合は、この限りでない」と規定されている（民法第876条の2第3項）。「特別代理人」ではなく「臨時代理人」である。
- 3 「被保佐人が次に掲げる行為をするには、その保佐人の同意を得なければならない。ただし、第9条ただし書に規定する行為については、この限りでない」（民法第13条第1項）、「成年被後見人の法律行為は、取り消すことができる。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、この限りでない」と規定されている（民法第9条但書）。
- 4 「保佐人は、保佐の事務を行うに当たっては、被保佐人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない」と規定されている（民法第876条の5）。被保佐人の心身の状態および生活の状況の悪化が予想された場合には、被保佐人にとって不利益にならない最善の方法が必要である。
- 5 「家庭裁判所は、第11条本文に規定する者（本人、配偶者）又は保佐人若しくは保佐監督人の請求によって、被保佐人のために特定の法律行為について保佐人に代理権を付与する旨の審判をすることができる」と規定されている（民法第876条の4第1項）。また、「本人以外の者の請求によって前項の審判をするには、本人の同意がなければならない」と規定されている（民法第876条の4第2項）。本人、配偶者等の請求が必要であり、また本人以外の者の請求の場合には、本人の同意が必要なため、家庭裁判所は職権では審判をすることはできない。

〈考 察〉

「家庭裁判所は、必要があると認めるときは、被保佐人、その親族若しくは保佐人の請求により又は職権で保佐監督人を選任することができる」ということは、家庭裁判所は、必要があるときは、保佐人の不正防止のために、職権で保佐監督人を選任し、本人の財産管理をすることができる、ということである。

問題 補-7 事例を読んで、Gさんへの対応に関する次の指摘のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

〔事 例〕

Gさん（70歳、男性）は独居で身寄りがなく、初期認知症およびADL低下のため日常生活自立支援事業（以下「支援事業」という）および訪問介護を利用していた。あるとき、Gさんが自宅で倒れているのを訪問介護員が発見し、救急搬送した。訪問介護員は介護支援専門員および支援事業の生活支援員に連絡し、いち早く駆けつけた生活支援員が医師に服薬や心身状況などを説明して、入院治療が行われた。2か月の入院加療でGさんの身体状況は改善したが、認知症が悪化し、医師から後見類型相当との診断がなされたので、市町村長申立てにより弁護士の後見人が選任された。後見人はGさんのために支援事業の契約を結び、引き続き支援事業を利用した。その後、Gさんは脳内出血で倒れ、後見人が同意して開頭手術が行われた。

- 1 生活支援員は医師にGさんの心身状況などを漏らすべきではなかった。
- 2 支援事業の主体である社会福祉協議会が後見の申立てをすべきだった。
- 3 Gさんの同意なく後見申立てしたのであれば問題だ。
- 4 後見人が選任されたので、Gさんの支援事業の利用は禁止されるはずだ。
- 5 弁護士の後見人であっても、手術に同意する権限はないはずだ。

（第25回：問題82）

〈解 説〉

- 1 Gさんに独居で身寄りがなく、救急搬送された場合には、いち早く駆けつけた生活支援員が医師に服薬や心身状況などを説明することは適切な行為である。
- 2 「家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、後見開始の審判をすることができる」と規定されている（民法第7条）。社会福祉協議会は申立てをすることはできない。
- 3 「本人以外の者の請求により補助開始の審判をするには、本人の同意がなければならない」と規定されている（民法第15条第2項）。後見の申立ての場合には本人の同意は不要であるが、補助の場合は本人の同意が必要である。
- 4 支援事業の利用の禁止の明文規定は存在しない。成年後見制度と支援事業の利用の併用は本人保護に資するため必要である。
- 5 正解肢である。成年後見制度において、医療行為の同意権の明文規定は存在しない。

〈考 察〉

医療行為の同意権に関しては後見人が親族であれば、親族の立場として同意権はあるが、第三者後見人など親族以外の後見人の場合には、後見人の権限として医療行為の同意権の権限を定める明確な明文規定は存在しない。明文規定が存在しない理由としては、親族以外の第三者に対して手術など本人の生命に関わる判断を委ねるのは妥当ではないことが考えられる。

第2節 任意後見制度 (1問)

問題 補-8 任意後見契約に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 任意後見契約は、任意後見契約の締結によって直ちに効力が生じる。
- 2 任意後見契約の締結は、法務局において行う必要がある。
- 3 任意後見契約の解除は、任意後見監督人の選任後も、公証人の認証を受けた書面によってできる。
- 4 任意後見人と本人との利益が相反する場合は、特別代理人を選任する必要がある。
- 5 任意後見人の配偶者であることは、任意後見監督人の欠格事由に該当する。

(第30回：問題79)

〈解 説〉

- 1 「任意後見契約が登記されている場合において、精神上の障害により本人の事理を弁識する能力が不十分な状況にあるときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族又は任意後見受任者の請求により、任意後見監督人を選任する」(任意後見契約法第4条第1項)、「任意後見監督人が選任された時からその効力を生ずる」と規定されている(任意後見契約法第2条第1号)。
- 2 「任意後見契約は、法務省令で定める様式の公正証書によってしなければならない」と規定されている(任意後見契約法第3条)。締結は、法務局ではなく公証役場にて行われる。公正証書が作成されると、公証人の嘱託により法務局で任意後見契約の登記が行われる。
- 3 「任意後見監督人が選任される前においては、本人又は任意後見受任者は、いつでも、公証人の認証を受けた書面によって、任意後見契約を解除することができる」(任意後見契約法第9条第1項)、「任意後見監督人が選任された後においては、本人又は任意後見人は、正当な事由がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て、任意後見契約を解除することができる」と規定されている(同第2項)。
- 4 「任意後見監督人は任意後見人又はその代表する者と本人との利益が相反する行為について本人を代表すること」(任意後見契約法第7条第1項第4号)と規定されている。そのため特別代理人を選任する必要はない。
- 5 正解肢である。「任意後見受任者又は任意後見人の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹は、任意後見監督人となることができない」と規定されている(任意後見契約法第5条)。なお、法定後見制度も同様である(民法第850条)。

〈考 察〉

任意後見人が夫であり、任意後見監督人が妻である場合には、不正が生じやすくなるからである。

第3節 日常生活自立支援事業 (3問)

問題 補-9 日常生活自立支援事業の利用等に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 成年後見人による事業の利用契約の締結は、法律で禁じられている。
- 2 法定後見のいずれかの類型に該当する程度に判断能力が低下した本人が事業の利用契約を締結することは、法律で禁じられている。
- 3 実施主体である都道府県社会福祉協議会は、事業の一部を市区町村社会福祉協議会に委託することができる。
- 4 実施主体である都道府県社会福祉協議会は、職権により本人の利用を開始することができる。
- 5 契約締結に当たって、本人の判断能力に疑義がある場合は、市町村が利用の可否を判断する。

(第31回：問題81)

〈解 説〉

- 1 日常生活自立支援事業と成年後見制度の併用については、本人の利益のために必要不可欠である場合には、厚生労働省社会・援護局長通知（平成14年6月24日付，社援発第0624003号）により併用できることとされている。
- 2 日常生活自立支援事業とは、認知症高齢者，知的障害者，精神障害者等のうち判断能力が不十分な者が地域において自立した生活が送れるよう，利用者との契約に基づき，福祉サービスの利用援助等を行うものである。そのため，法定後見のいずれかの類型に該当する程度に判断能力が低下した本人が事業の利用契約を締結することは，法律で禁じられていない。本人に契約能力がある場合には契約ができる。
- 3 正解肢である。日常生活自立支援事業実施要領では「実施主体である都道府県社会福祉協議会は，事業の一部を市区町村社会福祉協議会に委託することができる」と規定されている（厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知，平成19年5月15日付，社援地発第0515001号）。
- 4 日常生活自立支援事業実施要領では「この事業は，サービス利用者が，社会福祉協議会と対等な立場で契約を結ぶことによって成り立つもの」であるため，本人からの申請に基づき開始されるため，実施主体である都道府県社会福祉協議会等の職権によって開始することはできない。
- 5 本人の判断能力に疑義がある場合など契約内容や本人の判断能力等の確認を行うのが「契約締結審査会」である。

〈考 察〉

実施主体である都道府県社会福祉協議会が日常生活自立支援事業の一部を市区町村社会福祉協議会に委託することにより，判断能力の不十分な者が都道府県単位だけではなく，市区町村単位においても，日常生活における福祉サービスの利用を適切に利用できるようになり，日常的金銭管理等を広く支援することができる。

問題 補-10 次のうち、日常生活自立支援事業における日常的金銭管理の根拠を民法上の典型契約に求める場合、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 寄託契約
- 2 委任契約
- 3 請負契約
- 4 雇用契約
- 5 消費貸借契約

(第29回：問題79)

〈解 説〉

- 1 寄託とは「当事者の一方がある物を保管することを相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずる」と規定されている（民法第657条）。コインロッカーに荷物を預けること、友人に荷物を預かってもらうことなど物の保管のことを「寄託」というが、日常生活自立支援事業の典型契約ではない。
- 2 正解肢である。委任とは「当事者の一方が法律行為をすることを相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずる」と規定されている（民法第643条）。預金の払い戻しや解約など日常的金銭管理は委任契約に基づいている。
- 3 請負とは「当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約することによって、その効力を生ずる」と規定されている（民法第632条）。請負は仕事の完成に対してその報酬を支払うことを目的としているため、日常的金銭管理は必ずしも仕事の完成に対して報酬を目的としているとはいえない。
- 4 雇用とは「当事者の一方が相手方に対して労働に従事することを約し、相手方がこれに対してその報酬を与えることを約することによって、その効力を生ずる」と規定されている（民法第623条）。利用者と社会福祉協議会の生活支援員との間で必ずしも給与を払って労働者を雇う契約とはいえないため、雇用契約とはいえない。
- 5 消費貸借とは「当事者の一方が種類、品質及び数量の同じ物をもって返還をすることを約して相手方から金銭その他の物を受け取ることによって、その効力を生ずる」と規定されている（民法第587条）。消費貸借契約は例えば銀行から融資を受ける、友人・知人からお金を借りる契約である。日常的金銭管理では、緊急時を除き、金銭の貸し借りという支援は行っていない。

〈考 察〉

利用者が実施主体である都道府県社会福祉協議会に日常的金銭管理を頼むことは「委任」であることから「委任契約」である。

問題 補-11 日常生活自立支援事業に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 精神障害者保健福祉手帳を所持していなければ、この事業を利用することができない。
- 2 この事業の実施主体は、利用者が不適切な売買契約を実施した場合、それを取り消すことができる。
- 3 この事業の契約期間を定めた場合、利用者は期間の途中で解約できない。
- 4 住民票の届出に関する援助は、この事業の対象外である。
- 5 福祉サービスについての苦情解決制度の利用援助を行うことは、この事業の対象となる。

(第27回：問題82)

〈解 説〉

- 1 対象者は「判断能力が不十分な者であり、かつ本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる者」であり、精神障害者保健福祉手帳を所持という規定はない。
- 2 援助内容は、①福祉サービスの利用援助、②苦情解決制度の利用援助、③住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約および住民票の届出等の行政手続に関する援助等、④ ①～③に伴う援助として「預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続等利用者の日常生活費の管理（日常的金銭管理）」「定期的な訪問による生活変化の察知」である。利用者の生活支援にとどまり、利用者が不適切な売買契約を実施した場合は、取り消す権限はない。
- 3 日常生活自立支援事業は利用者のための契約であり、利用者と実施主体である都道府県社会福祉との契約である以上、途中解約は認められる。
- 4 住民票の届出に関する援助も対象に含まれる。
- 5 正解肢である。福祉サービスについての苦情解決制度の利用援助も援助の内容に含まれる。

〈考 察〉

苦情解決においては、「社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない」と規定されている（社会福祉法第82条）。苦情の解決は福祉サービスに関する利用者の満足感を高め、利用者個人の権利を擁護するとともに、利用者が福祉サービスを適切に利用できるように支援することができるため、日常生活自立支援事業の主要な福祉サービスである。

第4節 虐待 (3問)

問題 補-12 児童福祉法と「児童虐待防止法」に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 児童虐待の通告義務に違反すると刑罰の対象となる。
- 2 立入調査には裁判所の令状が必要である。
- 3 親権者の意に反し、2か月を超えて一時保護を行うには、家庭裁判所の承認が必要である。
- 4 本人と同居していない者が保護者に該当することはない。
- 5 児童虐待には、保護者がわいせつな行為をさせることは含まれない。

(第31回：問題83)

〈解 説〉

- 1 児童虐待の通告義務の違反に対する罰則規定はない。なお、「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない」と規定されている（児童虐待防止法第6条）。
- 2 「都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる」と規定されている（児童虐待防止法第9条第1項）。裁判所の令状は不要である。
- 3 正解肢である。児童相談所長は、一時保護を行わせることができ、一時保護の期間は、当該一時保護を開始した日から2か月を超えてはならないが、2か月を超えて引き続き一時保護を行おうとするときごとに、児童相談所長または都道府県知事は、家庭裁判所の承認を得なければならないと規定されている（児童福祉法第33条第3項～第5項）。
- 4 「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう（児童虐待防止法第2条）と規定されている。「現に監護する」とは、必ずしも、子どもと同居して監督、保護しなくともよいが、少なくともその子どもの所在、動静を知り、客観的にその監護の状態が継続していると認められ、また、保護者たるべき者が監護を行う意思があると認められるものでなければならない（厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」）。
- 5 児童虐待とは、①児童の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること（身体的虐待）、②児童にわいせつな行為をすることまたは児童をしてわいせつな行為をさせること（性的虐待）、③児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、保護者以外の同居人による①・②または次に掲げる④の行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること（ネグレクト）、④児童に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと（心理的虐待）であると規定されている（児童虐待防止法第2条）。

〈考 察〉

親権者の意に反し、2か月を超えて一時保護を行う場合には、家庭裁判所の承認が必要である。子どもに対する親権を児童相談所が制限しているため、一時保護を延長するかどうかは、家庭裁判所が関与して判断する視点は重要である。

問題 補-13 「児童虐待防止法」および「高齢者虐待防止法」における虐待の定義規定に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 いわゆる心理的虐待について、「児童虐待防止法」では規定しているが、「高齢者虐待防止法」では規定していない。
- 2 いわゆる経済的虐待について、「児童虐待防止法」では規定していないが、「高齢者虐待防止法」では規定している。
- 3 いわゆる性的虐待について、「児童虐待防止法」では規定していないが、「高齢者虐待防止法」では規定している。
- 4 いわゆるネグレクトについて、「児童虐待防止法」では規定しているが、「高齢者虐待防止法」では規定していない。
- 5 いわゆる施設内虐待について、「児童虐待防止法」では規定しているが、「高齢者虐待防止法」では規定していない。

(第23回：問題76)

〈解 説〉

- 1 心理的虐待とは当事者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応などによって、著しい心理的外傷を与える言動を行うことである。「児童虐待防止法第2条第4号」、「高齢者虐待防止法第2条第4項第1号ハ」に規定されている。
- 2 正解肢である。経済的虐待とは養護者または高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ることである。「高齢者虐待防止法第2条第4項第2号」に規定されている。児童虐待防止法には規定されていない。
- 3 性的虐待とは、当事者にわいせつな行為をすることまたは児童をしてわいせつな行為をさせることである。「児童虐待防止法第2条第2号」、「高齢者虐待防止法第2条第4項第2号」に規定されている。
- 4 ネグレクトとは当事者の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、保護者以外の同居人による身体的虐待や性的虐待を放置その他の保護者としての監護を著しく怠ることである。「児童虐待防止法第2条第3号」、「高齢者虐待防止法第2条第4項第1号ロ」に規定されている。
- 5 高齢者虐待防止法に「養介護施設従事者等による高齢者虐待」(第2条第5項)が規定されているが、児童虐待防止法には規定されていない。高齢者は、養介護施設等に入所し生活することが考えられることから家庭内のみならず施設における虐待も規定されている。

〈考 察〉

児童虐待防止法においては、児童は0歳児からも含まれていることから「経済的虐待」は含まれていない。

問題 補-14 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 この法律において「障害者虐待」とは、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者による障害者虐待のことをいう。
- 2 この法律では、虐待の通報があった場合、市町村の障害者福祉担当職員は、当該障害者の住所または居所に速やかに立入調査をしなければならない。
- 3 この法律により、市町村は市町村障害者虐待防止センター、都道府県は都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たすことが義務づけられた。
- 4 この法律では、国および地方公共団体に、成年後見制度の利用促進のための措置を講じることを求める規定は定められていない。
- 5 この法律の施行により、障害児の虐待防止に関する事項は、「児童虐待防止法」ではなくこの法律の対象となった。

(第25回：問題83)

〈解 説〉

- 1 「障害者虐待」とは、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待および使用者による障害者虐待と規定されている（障害者虐待防止法第2条第2項）。障害者を雇用する事業主などの使用者による虐待も含まれている。
- 2 「市町村長は、養護者による障害者虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、障害者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該障害者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる」（障害者虐待防止法第11条第1項）と規定されている。通報があった場合には、必要な調査または質問ができるが、立入調査は義務ではない。
- 3 正解肢である。「市町村は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該市町村が設置する施設において、当該部局又は施設が市町村障害者虐待防止センターとしての機能を果たすようにするものとする」（障害者虐待防止法第32条）、「都道府県は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該都道府県が設置する施設において、当該部局又は施設が都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たすようにするものとする」と規定されている（同第36条）。市町村は市町村障害者虐待防止センター、都道府県は都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たすことが義務付けられている。
- 4 「国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに財産上の不当取引による障害者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない」と規定されている（障害者虐待防止法第44条）。
- 5 障害者虐待防止法と児童虐待防止法との間で優劣劣後の関係にはないため、状況に応じて各法律の適切と思われる規定により対応することとしている（厚生労働省「障害者虐待防止法に関するQ&A」）。

〈考 察〉

障害者の虐待のために、市町村および都道府県全体で障害者虐待防止センターとして障害者虐待を防止することが義務付けられた。虐待の防止や早期の対応等を図るためには、市町村や都道府県が中心となって、関係機関との連携協力体制を構築することが必要である。

第5節 行 政 法 (6問)

問題 補-15 行政処分に対する不服申立てに関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 処分庁に上級行政庁がない場合は、処分庁に対する異議申立てをすることができる。
- 2 審査請求をすることのできる期間は、原則として、処分があったことを知った日の翌日から起算して10日以内である。
- 3 審査請求に係る処分に関与した者は、審査請求の審理手続を主宰する審理員になることができない。
- 4 行政事件訴訟法によれば、特別の定めがあるときを除き、審査請求に対する裁決を経た後でなければ、処分の取消しの訴えを提起することができない。
- 5 再調査の請求は、処分庁以外の行政庁が審査請求よりも厳格な手続によって処分を見直す手続である。

(第32回：問題79)

〈解 説〉

- 1 不服申立ての手続きは、審査請求に一元化されている（行政不服審査法第2条）。処分庁に上級行政庁がない場合には、審査請求は当該処分庁に対して行う（同第4条第1号）。
- 2 審査請求できる期間は原則として処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内である（行政不服審査法第18条）。
- 3 正解肢である。審査請求に係る処分について関与した者は、審理員になることはできない（行政不服審査法第9条）。
- 4 「処分の取消しの訴えは、特別な定めがあるときを除き、当該処分につき法令の規定により審査請求をすることができる場合においても、直ちに提起することを妨げない。ただし、法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがあるときは、この限りでない」と規定されている（行政事件訴訟法第8条第1項）。つまり、審査請求ができる場合でも処分の取消しの訴えを提起することができる。
- 5 再調査の請求は、行政庁の処分につき処分庁以外の行政庁に対して審査請求をすることができる場合において、法律に再調査の請求をすることができる旨の定めがあるときは、当該処分に不服がある者は、処分庁に対して再調査の請求をすることができる制度である（行政不服審査法第5条第1項）。つまり、処分庁が簡易な手続によって事実関係の再調査をすることで、処分の取消しや変更など処分の見直しを行う手続きである。

〈考 察〉

審査請求の審理は、審理の公正性や中立性、透明性を確保するため、利害関係人など請求のもととなった処分に関与していない職員のうちから指名された「審理員」が行う必要がある。

問題 補-16 事例を読んで、取消訴訟と併せて、Cさんの救済に効果的な手段として、最も適切なものを1つ選びなさい。

[事 例]

重度の身体障害者であるCさんは、N市に対し、「障害者総合支援法」に基づき、1か月650時間以上の重度訪問介護の支給を求める介護給付費支給申請をした。それに対してN市は、1年間の重度訪問介護の支給量を1か月300時間とする支給決定をした。Cさんはこの決定を不服とし、審査請求を行ったが、棄却されたため、N市の決定のうち、「1か月300時間を超える部分を支給量として算定しない」とした部分の取消訴訟を準備している。

- 1 無効等確認訴訟
- 2 義務付け訴訟
- 3 差止訴訟
- 4 機関訴訟
- 5 不作為の違法確認訴訟

(第31回：問題79)

〈解 説〉

- 1 「無効等確認訴訟」とは、処分もしくは裁決の存否またはその効力の有無の確認を求める訴訟をいう（行政事件訴訟法第3条第4項）。「1か月300時間を超える部分を支給量として算定しない」という一部のみ無効とする確認を求めることは、「処分の存否、効力の有無」という点においては、処分・効力全体をはじめからなかったことにするため、1か月300時間とする支給決定が認めてられている以上、現実的ではない。
- 2 正解肢である。「義務付け訴訟」とは、行政庁が一定の処分をすべきであるにもかかわらずこれがされないとき、行政庁がその処分または裁決をすべき旨を命じることを求める訴訟をいう（行政事件訴訟法第3条第6項第1号）。1か月300時間を超える部分を支給量として算定するように義務付けることで、650時間以上の重度訪問介護の支給が受けられる可能性がある。
- 3 「差止訴訟」とは、行政庁が一定の処分または裁決をすべきでないにもかかわらずこれがされようとしている場合において、行政庁がその処分または裁決をしてはならない旨を命じることを求める訴訟をいう（行政事件訴訟法第3条第7項）。すでに支給が決定しているため、処分を事前に差し止めることは妥当ではない。
- 4 「機関訴訟」とは、国または公共団体の機関相互間における権限の存否またはその行使に関する紛争についての訴訟をいう（行政事件訴訟法第6条）。C利用者個人とN市との争いのため、機関相互間の争いではない。
- 5 「不作為の違法確認訴訟」とは、行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内に何らかの処分または裁決をすべきであるにもかかわらず、これをしないことについての違法の確認を求める訴訟をいう（行政事件訴訟法第3条第5項）。N市では、1年間の重度訪問介護の支給量を1か月300時間とする支給決定をしている以上、不作為にはあたらない。

〈考 察〉

650時間以上の重度訪問介護の支給を求める介護給付費支給申請をしたにもかかわらず、N市が1か月300時間を超える部分を支給量として算定しないということは、利用者の立場からすると、N市に対して350時間増やして650時間以上にしたい旨を裁判所を通して支給量の増やすという義務を課しているのである。義務は「しなければならない」という語源を理解するならば、N市側は650時間以上に「しなければならない」という発想が生まれる。

問題 補-17 国家賠償法に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 公立の福祉施設の職員の過失により加えられた利用者への損害に対して、国家賠償法に基づく損害賠償請求はできない。
- 2 公務員の違法な公権力行使により損害を被った者は、国家賠償責任に加えて、公務員個人の民法上の不法行為責任も問うことができる。
- 3 公務員が適切に公権力を行使しなかったことによる損害に対して、国家賠償法に基づく損害賠償請求はできない。
- 4 公務員が家族旅行に行った先で、誤って器物を損壊したことに對して、国家賠償法に基づく損害賠償請求はできない。
- 5 非番の警察官が制服を着用して行った行為による損害に対して、国家賠償法に基づく損害賠償請求はできない。

(第29回：問題80)

〈解 説〉

- 1 「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる」と規定されている（国家賠償法第1条）。行政から委託された事業者もみなし公務員として公務員に該当し、「公立の福祉施設の職員」も公務を遂行している以上、公務員に該当するため、国家賠償法に基づく損害賠償請求はできる。
- 2 国家賠償の請求については、「国または公共団体が賠償の責に任ずるのであって、公務員が行政機関としての地位において賠償の責任を負うものではなく、また公務員個人もその責任を負うものではない」（最判昭和30年4月19日（民集9巻5号534頁））としており、違法行為を行った公務員個人の責任を否定している。つまり、公務員自身に対して直接に国家賠償、民法上の不法行為責任など損害賠償請求をすることはできないのである。個人責任を認めると損害賠償を恐れるあまり公務員の活動が萎縮してしまう可能性があり、また、被害者にとっても国家からの賠償があれば不利益を受ける可能性が低くなるからである。
- 3 国家賠償法の「公権力の行使」において、公務員が適切に公権力を行使しなかったことによる損害（不作為の行使の損害）に対しても、国家賠償法に基づく損害賠償請求はできる。
- 4 正解肢である。国家賠償法上の公務員の「その職務を行うについて」は、公務員が家族旅行に行った先で、誤って器物を損壊した場合は、プライベートの問題であるため国家賠償法に基づく損害賠償請求はできない。
- 5 非番の警察官が制服を着用して行った行為は客観的に職務遂行の外形を備えており、非番の警察官であっても国家賠償法に基づく損害賠償責任は追及できる。判例においても非番の日に制服を着用して被害者を殺害した場合には国家賠償責任による損害賠償請求を認めている（最判昭和31年11月30日（民集10巻11号1,502頁））。

〈考 察〉

公務員のプライベートによる損害まで国家賠償法に基づく損害賠償責任は認められない。

問題 補-18 Kさんは生活に困窮したため、2015（平成27）年10月1日に福祉事務所で生活保護申請を行ったところ、同年14日に保護の要件を満たさないとして不支給決定がなされた。Kさんはこれを不服として審査請求を行ったが、同年12月1日にこれも棄却されたため、速やかに訴訟を提起することにした。次のうち、訴訟に当たって選択すべき行政法上の訴訟類型として、適切なものを1つ選びなさい。

- 1 当事者訴訟
- 2 民衆訴訟
- 3 機関訴訟
- 4 取消訴訟
- 5 無効等確認訴訟

（第28回：問題77）

〈解 説〉

- 1 「当事者訴訟」とは、当事者間の法律関係を確認または形成する処分または裁決に関する訴訟で法令の規定によりその法律関係の当事者の一方を被告とするものおよび公法上の法律関係に関する確認の訴えその他の公法上の法律関係に関する訴訟をいう（行政事件訴訟法第4条）。当事者訴訟には、形式的当事者訴訟と実質的当事者訴訟がある。

形式的当事者訴訟とは、当事者間の法律関係を確認または形成する処分または裁決に関する訴訟で法令の規定によりその法律関係の当事者の一方を被告とする訴訟をいい、具体例としては収用委員会の裁決のうち損失補償額に争いのある場合の土地所有者と起業者との間の訴え（土地収用法第133条第3項）がある。実質的当事者訴訟とは、公法上の法律関係に関する確認の訴えその他の公法上の法律関係に関する訴訟をいい、具体例としては、日本国籍を有することの確認訴訟、公務員の俸給請求訴訟などがある。

- 2 「民衆訴訟」とは、国または公共団体の機関の法規に適合しない行為の是正を求める訴訟で、選挙人たる資格その他自己の法律上の利益にかかわらない資格で提起するものをいう（行政事件訴訟法第5条）。民衆訴訟の具体例は、選挙に関する訴訟および住民訴訟である。

- 3 「機関訴訟」とは、国または公共団体の機関相互間における権限の存否またはその行使に関する紛争についての訴訟をいう（行政事件訴訟法第6条）。機関訴訟の具体例は、地方公共団体の長と議会の紛争、国の関与に関する訴訟等である。

- 4 正解肢である。不服として審査請求を行ったが、棄却されたため、速やかに訴訟を提起する訴訟は、裁決取消訴訟である。「裁決の取消しの訴え」とは、審査請求その他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しを求める訴訟をいう（行政事件訴訟法第3条第3項）。

- 5 「無効等確認の訴え」とは、処分もしくは裁決の存否またはその効力の有無の確認を求める訴訟をいう（行政事件訴訟法第3条第4項）。無効等確認の訴えの具体例は内閣総理大臣のなした高速増殖炉「もんじゅ」の原子炉設置許可処分に対し、付近住民が設置許可処分の無効確認を求めて出訴した場合である（最判平成4年9月22日（民集第46巻6号1,090頁））。

〈考 察〉

生活の保護の不支給決定がなされ、さらに審査請求を行っても棄却された場合、裁判所に救済を求めるのは不支給決定の取消であるから取消訴訟である。

問題 補-19 行政手続法に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 行政指導の範囲は、その行政機関の任務または所掌事務に限られない。
- 2 行政指導の内容は、相手方の任意の協力がなくても実現可能である。
- 3 行政指導の担当者は、相手方に対し、指導内容以外を明らかにする義務はない。
- 4 行政指導の根拠となる法律は、行政手続法に限られない。
- 5 行政指導に従わなかったことを理由に、相手方に不利益処分を行うことができる。

(第27回：問題79)

〈解 説〉

- 1 「行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、いやしくも当該行政機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないことに留意しなければならない」と規定されている（行政手続法第32条第1項）。
- 2 「行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない」と規定されている（行政手続法第32条第1項）。
- 3 「行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない」と規定されている（行政手続法第35条第1項）。行政指導の目的、趣旨、内容、責任の所在を明確にしなければならない。
- 4 正解肢である。「処分、行政指導及び届出に関する手続並びに命令等を定める手続に関しこの法律に規定する事項について、他の法律に特別の定めがある場合は、その定めるところによる」と規定されている（行政手続法第1条第2項）。他の法律に特別の定めがある場合など個別の法律に行政指導の根拠が求められる場合がある（同第3条）。
- 5 「行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない」と規定されている（行政手続法第32条第2項）。

〈考 察〉

行政指導は相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであるから、根拠となる法律は、行政手続法に限られない。

問題 補-20 行政行為の効力の原則に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。

- 1 国民健康保険料（税）滞納処分に対する行政不服申立てまたは行政訴訟が提起されると、行政行為の自力執行力は停止する。
- 2 違法な行政行為も職権取消、争訟取消があるまでは有効なものとして取り扱われる。
- 3 不服申立期間・出訴期間を過ぎた行政行為は、もはやその効果を争うことができなくなる。
- 4 行政行為に関する職権取消および争訟取消は、いずれも一定の期間が過ぎると取消しができなくなる。
- 5 重大かつ明白な瑕疵のある行政行為であっても、公定力や不可争力はある。

（第25回：問題79）

〈解 説〉

- 1 「処分の取消しの訴えの提起は、処分の効力、処分の執行または手続の続行を妨げない」と規定されている（行政不服審査法第25条第1項、行政事件訴訟法第25条第1項）。そのため、行政不服申立てまたは行政訴訟が提起されても、行政行為の自力執行力は原則、停止しない。
- 2 正解肢である。行政行為が法令に違反する違法な行政行為であったとしても、権限のある行政機関や裁判所によって正式に取り消されるまでは一応有効なものとして扱い、国民や関係行政庁を拘束する効力がある。これを「公定力」という。
- 3 正解肢である。行政行為に不服があっても、一定の不服申立期間、または出訴期間経過後はもはやその行為の効力を争えなくなるという効力が「不可争力」である。行政法上の法律関係の早期安定の要請から認められている。不服申立期間は、原則として処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内で（行政不服審査法第18条第1項）、処分があった日の翌日から1年が経過したときは、原則として争うことができない（行政不服審査法第18条第2項）。しかし行政庁については、これらの期間が過ぎてからも、自ら職権によって取り消すことが可能である。
- 4 行政行為に関する職権取消および争訟取消の期間は明記されていない。
- 5 「重大かつ明白な瑕疵のある行政行為」は、重大な損害が生じる可能性があるため、「無効な行為」として取り扱われ、「公定力」「不可争力」も生じない。

〈考 察〉

日本国憲法（以下、憲法）第15条第2項は「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」とし、さらに「すべて職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務しなければならない」（国家公務員法第96条）と規定されている。「公共の利益」とは、特定の個人ではなく、すべての人びとに共通する利益や事柄を公共的な観点から判断することが求められている。そのため「期間」は厳守され、違法な行政行為でも行政による国民生活の停滞を防ぐという公共的な観点から適法の推定が働くのである。

第6節 親族法・相続法 (4問)

問題 補-21 遺言に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 公正証書遺言は、家庭裁判所の検認を必要とする。
- 2 聴覚・言語機能障害により遺言の趣旨を公証人に口授することができない場合は、公正証書遺言を作成することができない。
- 3 法定相続人の遺留分を侵害する内容の遺言は、その全部について無効となる。
- 4 前の遺言が後の遺言と抵触している場合、その抵触する部分について、後の遺言で前の遺言を撤回したものとは見なされない。
- 5 被保佐人が遺言を作成するには、保佐人の同意は不要である。

(第33回：問題79)

〈解 説〉

- 1 公正証書による遺言は、検認は不要である（民法第1004条第2項）。公正証書遺言は、元裁判官や元検察官、元法務局長などの法律の専門家であり、「公正証書」は安全性や信頼性に優れているからである。
- 2 聴覚・言語機能障害により遺言の趣旨を公証人に口授することができない場合でも、遺言者は、公証人および証人の前で、遺言の趣旨を通訳人の通訳により申述できる場合には、公正証書遺言は作成できる（民法第969条の2）。
- 3 法定相続人の遺留分を侵害する内容の遺言は、遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求することができるため、法定相続分の遺留分を侵害する額以外は有効である（民法第1046条第1項）。
- 4 「前の遺言が後の遺言と抵触するときは、その抵触する部分については、後の遺言で前の遺言を撤回したものとみなされる」と規定されている（民法第1023条第1項）。そのため、後の遺言が遺言者の最終意思である。
- 5 正解肢である。遺言は、15歳に達した者は、遺言をすることができるため（民法第961条）、被保佐人が遺言を理解することができる能力があれば遺言を作成することができる（民法第962条）。

〈考 察〉

遺言は、本人が生涯をかけて築き上げた財産を、遺族に最も有効に活用してもらうために行う遺言者の最終的な意思表示であるため、本人の意思が最大限に尊重され、判断能力が不十分な被保佐人でも単独で遺言をすることができる。

問題 補-22 特別養子縁組制度に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 特別養子は、6歳未満でなければならない。
- 2 縁組後も実親との親子関係は継続する。
- 3 特別養子は、実親の法定相続人である。
- 4 配偶者のない者でも養親となることができる。
- 5 養親には離縁請求権はない。

(第31回：問題78，改題)

〈解 説〉

- 1 特別養子は、請求時に15歳未満でなければならない（民法第817条の5）。以前は6歳未満であったが、特別養子縁組の成立要件を緩和しこの制度をより利用しやすいものとするために15歳未満とした。なお、①15歳に達する前から養親候補者が引き続き養育している場合、②やむを得ない事由により15歳までに申立てできない場合には、例外的に15歳以上でも養子となることができる（同第817条の5第2項）。また、養子となる者が15歳に達している場合においては、特別養子縁組の成立には、その者の同意がなければならない（同第817条の5第3項）。
- 2 養子と実方の父母およびその血族との親族関係は、特別養子縁組によって終了する（民法第817条の9）。
- 3 特別養子縁組後は実親との親子関係は終了するため、特別養子と実親の間の相続関係も終了する。
- 4 養親となる者は、配偶者のある者でなければならない（民法第817条の3）ため、配偶者のない者は養親になることはできない。
- 5 正解肢である。養親による虐待など特別な理由がある場合のみ、家庭裁判所は、養子、実父母または検察官の請求により、特別養子縁組の当事者を離縁させることができる（民法第817条の10）。そのため、養親には離縁請求権はない。

〈考 察〉

特別養子縁組は、実方の父母およびその血族との親族関係が終了し、実父母が亡くなっても、特別養子は相続しない。よって、特別養子の保護のため、養親の離縁請求権は制限されているのである。

問題 補-23 扶養義務に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 直系血族および同居の親族は、互いに扶養をする義務がある。
- 2 扶養の程度または方法については、当事者が協議で定めるものであり、家庭裁判所が定めることはできない。
- 3 扶養をする義務のある者が数人ある場合において、扶養をすべき者の順位については、家庭裁判所が定めるものであり、当事者が協議で定めることはできない。
- 4 家庭裁判所は、特別の事情がある場合であっても、四親等の親族に扶養の義務を負わせることはできない。
- 5 扶養を受ける権利は、特別の事情がある場合には、処分をすることができる。

(第25回：問題81)

〈解 説〉

- 1 「直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある」と規定されている（民法第877条第1項）。ただし、同居の親族には義務はない。
- 2 「扶養の程度又は方法について、当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、扶養権利者の需要、扶養義務者の資力その他一切の事情を考慮して、家庭裁判所が、これを定める」と規定されている（民法第879条）。
- 3 「扶養をする義務のある者が数人ある場合において、扶養をすべき者の順序について、当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、これを定める」と規定されている（民法第878条）。
- 4 正解肢である。「家庭裁判所は、特別の事情があるときは、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる」と規定されている（民法第877条第2項）。そのため、四親等の親族に扶養の義務を負わせることはできない。
- 5 「扶養を受ける権利は、処分することができない」と規定されている（民法第881条）。扶養を受ける権利は、特定の者のみに帰属する一身専属権であるからである。

〈考 察〉

直系血族および兄弟姉妹がそろって経済的に困窮しているなど、被扶養者が誰からも扶養を受けられない特別の事情がある場合には、家庭裁判所の審判により、被扶養者とおじ、おば、おい、めいなどの三親等内の親族に対しても、扶養の義務が課される（民法第877条第2項）。ただし、扶養義務者自身の生活は通常どおり送れることを前提として、その余力の範囲内で、被扶養者を扶養する義務（生活扶助義務）にとどまる。

問題 補-24 親権者の行為に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。

- 1 子どもの監護教育に必要な範囲内で、その子どもを懲戒することができる。
- 2 未成年の子どもの携帯電話サービス契約を取り消すことはできない。
- 3 未成年者が結婚すると、居所を指定することはできない。
- 4 未成年者に代わって、労働契約を締結できる。
- 5 子どもと利益が相反する法律行為であっても、自ら子どもを代理して行うことができる。

(第27回：問題78)

〈解 説〉

- 1 正解肢である。「親権を行う者は、監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる」と規定されている（民法第822条）。
- 2 未成年者の法律行為は親権者の同意が必要である（民法第5条第1項）。そのため、親権者の同意を得ないで契約を締結した場合には、取消すことができる（民法第120条）。
- 3 正解肢である。未成年者は、親権を行う者が指定した場所に、その居所を定めなければならない（民法第821条）。しかし、未成年者が婚姻をしたときは、成年に達したものと見なされるため（民法第753条）、親権者は居所を指定することはできない。
- 4 親権者は、未成年者に代わって労働契約を締結してはならない（労働基準法第58条）。
- 5 「親権を行う父又は母とその子との利益が相反する行為については、親権を行う者は、その子のために特別代理人を選任することを家庭裁判所に請求しなければならない」と規定されている（民法第826条第1項）。

〈考 察〉

懲戒権について「親権を行う者は、監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる」と規定されている（民法第822条）。「しつけ」と称して児童虐待を正当化する「口実」に使われている現状を踏まえて、法制審議会（法務大臣の諮問機関）要綱案では、懲戒権の規定を削除し、規定を削除する代わりに、親の行動について「子の人格を尊重するとともに、子の年齢および発達の程度に配慮しなければならない」との規律を設けている。その上で「体罰その他の心身に有害な影響を及ぼす言動」の禁止を明記するとしている。

なお、2018年の民法改正により成人年齢が18歳に引き下げられ（第4条）、また婚姻年齢が男女とも18歳になった（第731条）関係で、未成年者が婚姻するということが制度上なくなり、合わせて民法753条（未成年者が婚姻をしたときは、成年に達したものと見なされる）も削除となった。

第7節 消費者契約法 (1問)

問題 補-25 事例を読んで、次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

〔事 例〕

Aさんは、判断能力が低下している状態で販売業者のU社に騙され、50万円の価値しかない商品をU社から100万円で購入する旨の売買契約書に署名捺印した。U社は、Aさんに代金100万円の支払を請求している。

- 1 Aさんにおいて、その商品と同じ価値の商品をもう一つ引き渡すよう請求する余地はない。
- 2 Aさんにおいて、消費者契約法上、Aさんの誤認を理由とする売買契約の取消しをする余地はない。
- 3 Aさんにおいて、商品が引き渡されるまでは、代金の支払を拒む余地はない。
- 4 Aさんにおいて、U社の詐欺を理由とする売買契約の取消しをする余地はない。
- 5 Aさんにおいて、契約当時、意思能力を有しなかったとして、売買契約の無効を主張する余地はない。

(第32回：問題78)

〈解 説〉

- 1 正解肢である。契約の無効や取消を主張することが考えられる。「無効」とは、成立した契約に契約としての効果がないことである。「取消」とは、有効に成立した契約に法律上の取消原因がある場合には、それを理由に、取消権をもっている当事者がその契約を取り消すことによって最初からその契約を無効にできる制度である。無効、取り消しにより、契約そのものが存在しなかったことになるため、同じ価値の商品をもう一つ引き渡すよう請求する余地はないことになる。
- 2 「誤認」については、「当該告げられた内容が事実であるとの誤認」「当該提供された断定的判断の内容が確実であるとの誤認」である場合には、誤認による取消が認められる（消費者契約法第4条第1項・第2項）。
- 3 「双務契約の当事者の一方は、相手方がその債務の履行（債務の履行に代わる損害賠償の債務の履行を含む。）を提供するまでは、自己の債務の履行を拒むことができる」と規定されている（同時履行の抗弁権，民法第533条本文）。商品が引き渡されるまでは、代金の支払を拒む余地はある。
- 4 「詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる」と規定されている（民法第96条第1項）。そのため、詐欺を理由とする売買契約の取消しをする余地はある。
- 5 「法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかったときは、その法律行為は、無効とする」と規定されている（民法第3条の2）。よって契約当時、意思能力を有していなかったときは、売買契約の無効を主張する余地はある。

〈考 察〉

判断能力が低下している状態で販売業者のU社に騙され、50万円の価値しかない商品をU社から100万円で購入する旨の売買契約書に署名捺印した場合に、その商品と同じ価値の商品をもう一つ引き渡すよう請求することができるかという問題である。無効な行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、相手方を「原状」に復させる義務を負うと規定されている（民法第121条の2）。そのため、無効な契約の債務の履行として商品などの引渡しを受けた場合には、その商品を返還する義務を負い、一方で金銭を支払った場合には、受け取った相手方は全額を返還する義務を負うため、その商品と同じ価値の商品をもう一つ引き渡すよう請求することができない。

第8節 不法行為責任 (1問)

問題 補-26 事例を読んで、介護保険事業者・従事者の法的な義務と責任に関する次の記述のうち、適切なものを1つ選びなさい。

[事 例]

Fさんは、S法人の居宅介護サービスを受け、S法人のG訪問介護員がFさんを担当している。Fさんには、軽度の認知症があり、嚥下能力も落ちてきて、食事介助のときにむせ込むことも多くなっている。また、Fさんの甥がFさんのお金を無断で使っているようである。

- 1 G訪問介護員はFさんの食事介助を担当しているだけなので、食事介助中にFさんが転倒してけがをしたとしても、S法人に法的な責任が生じることはない。
- 2 G訪問介護員がとろみ食など食べやすい食事を提供していれば、Fさんが誤嚥して窒息しても、S法人に法的な責任が生じることはない。
- 3 Fさんが担当のG訪問介護員を変えてほしいと主張したため、S法人が一方的に訪問介護契約を打ち切ったとしても、S法人に法的な義務違反が生じることはない。
- 4 G訪問介護員が、事業所内で上司に対し、甥がFさんのお金を無断で使っているのではないかと報告しても、秘密保持に関してG訪問介護員に法的な義務違反が生じることはない。
- 5 G訪問介護員が、Fさんの介護サービスの提供に関して、記録を作成することを怠ったとしても、S法人に法令上の義務違反が生じることはない。

(第26回：問題78)

〈解 説〉

- 1 G訪問介護員には利用者が転倒・骨折しないように安全に配慮する義務があるため、食事中に転倒につき故意または過失があれば、G訪問介護員個人に不法行為責任が生じる。また、S法人も事業のために職員を使用して利益を得ているため使用者責任を負う（民法第715条）。
- 2 G訪問介護員には利用者に誤嚥しないようにとろみ食など食べやすい食事を提供するなど、安全に配慮する義務があるため、食事中に誤嚥につき故意または過失があれば、G訪問介護員個人に不法行為責任が生じる。また、S法人も事業のために職員を使用して利益を得ているため使用者責任を負う（民法第715条）。
- 3 「指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない」と規定されている（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条）。また、「指定訪問介護事業者は、正当な理由なく指定訪問介護の提供を拒んではならない」と規定されている（同第9条）。そのため、法人が一方的に訪問介護契約を打ち切った場合には、法的な義務違反が生じる場合がある。
- 4 正解肢である。「指定訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない」と規定されている（秘密保持違反・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第33条）。しかし、訪問介護員が、事業所内で上司に対し、甥がFさんのお金を無断で使っているのではないかと報告することは、金銭搾取という経済的虐待にあたる可能性があるため秘密保持違反に該当しない。
- 5 「指定訪問介護事業者は、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載し、2年間保存しなければならない」と規定されている（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第19条、第39条）。

〈考 察〉

秘密とは、これを他人に知られないことが、客観的にみて本人の利益と認められるものとする。そのため、金銭搾取という経済的虐待は客観的にみて本人の利益と認められないという正当な理由があり、上司という特定の小範囲の者に知らせることは妥当である。

なお、秘密保持義務は社会福祉士・介護福祉士（社会福祉士及び介護福祉士法第46条）、精神保健福祉士（精神保健福祉士法第40条）にも規定されている。また、辞めた後でも秘密保持義務が課される。

第9節 憲 法 (4問)

問題 補-27 次のうち、日本国憲法に国民の義務として明記されているものとして、正しいものを2つ選びなさい。

- 1 憲法尊重
- 2 勤労
- 3 納税
- 4 投票
- 5 扶養

(第30回：問題77)

〈解 説〉

- 1 「天皇又は摂^{せつ}政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う」と規定されている（憲法第99条）。国民は含まれていない。
- 2 正解肢である。「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負う」と規定されている（憲法第27条第1項）。
- 3 正解肢である。「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う」と規定されている（憲法第30条）。
- 4 「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と規定されている（憲法第15条第1項）。投票は権利であって義務ではない。
- 5 「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定されている（憲法第25条第1項）が、憲法には「扶養義務」は明記されていない。ただし、民法では「直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある」と規定されている（民法第877条第1項）。

〈解 説〉

憲法尊重擁護義務に「国民」が明記されていないのは、憲法が国家権力による国民の権利の侵害を防ぐための規範であるからである。しかし、有事・緊急事態への対処の観点から、憲法体制を守る義務を国民に課することが国防の義務につながるのであれば国民を憲法尊重擁護義務の中に明記すべき解釈も考えられる。

問題 補-28 日本国憲法における社会権を具体化する立法の外国人への適用に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 労働基準法は、就労目的での在留資格を有していない外国人労働者に適用されることはない。
- 2 労働者災害補償保険法は、就労目的での在留資格を有していない外国人労働者に適用されることはない。
- 3 生活保護法は、就労目的での在留資格で在留する外国人に適用されることはない。
- 4 国民年金法は、永住外国人に適用されることはない。
- 5 国民健康保険法は、永住外国人に適用されることはない。

(注)「永住外国人」とは、特別永住者および法務大臣による許可を得た永住資格者（一般永住者）のことである。

(第29回：問題78)

〈解 説〉

- 1 「使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしてはならない」と規定されている（労働基準法第3条）。よって就労目的での在留資格を有していない外国人労働者にも労働基準法は適用される。
- 2 「使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしてはならない」と規定されている（労働基準法第3条）。よって労働者災害補償保険法は、就労目的での在留資格を有していない外国人労働者に適用される。
- 3 正解肢である。判例では、永住者等一定の在留資格を有する外国人に対しては、行政運営上、「生活保護法」が準用されている（最判平成26年7月18日（判例地方自治386号78頁））。
- 4 国民年金においては、「日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者である」と規定されている（国民年金法第7条第1項）。永住外国人は、日本国内に住所を有しているため国民年金法が適用される。
- 5 「都道府県の区域内に住所を有する者は、当該都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険の被保険者とする」と規定されている（国民健康保険法第5条）。日本国内に居住している永住外国人は国民健康保険が適用される。

〈考 察〉

憲法の第25条（生存権）、第26条（教育権）、第27条（労働権）、第28条（労働基本権）、日本が批准している「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（社会権規約）第9条、「難民の地位に関する条約」（難民条約）第23条、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）第5条などから、「就労目的での在留資格で在留する外国人に適用されることはない」と断定することは疑問であると思われる。

問題 補-29 福祉施設・職員の行為に関する次の記述のうち、その適否を考えるに当たり、憲法第13条の人格権やプライバシー権が直接の根拠となるものとして、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 利用者が信じる宗教の經典の持ち込みを禁止すること
- 2 利用者が拒否する作業を強要すること
- 3 利用者の承諾なしに施設の案内パンフレットにその顔写真を掲載すること
- 4 利用者の承諾なしに施設協力費を預り金から徴収すること
- 5 利用者が施設批判をしたことを理由に退所を求めること

(第27回：問題77)

〈解 説〉

- 1 「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない」と規定されている（憲法第20条）。信教の自由が根拠である。
- 2 「何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない」と規定されている（憲法第18条）。人身の自由が根拠である。
- 3 正解肢である。「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と規定されている（憲法第13条）。顔写真は自己の情報であるため、個人の尊重における人格権として保障され、プライバシー権として保護され、根拠規定である。
- 4 「財産権は、これを侵してはならない」と規定されている（憲法第29条）。利用者の承諾なしに施設協力費を預り金から徴収することは財産権の侵害であり、財産権が根拠規定である。
- 5 「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」（憲法第19条）、「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」と規定されている（同第21条第1項）。施設批判は思想良心の自由、表現の自由が根拠規定である。また「社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない」と規定されていることから（社会福祉法第82条）、施設批判という苦情の点からも根拠規定になる。

〈考 察〉

判例では「人は、自己の容ぼう等を撮影された写真をみだりに公表されない人格的利益も有すると解するのが相当であり、人の容ぼう等の撮影が被撮影者の人格的利益の侵害が社会生活上受忍の限度を超えると評価される場合には、その容ぼう等が撮影された写真を公表する行為は、被撮影者の人格的利益を侵害するものとして、違法性を有するものというべきである」としている（最判平成17年11月10日（民集59巻9号2,428頁））。つまり、人は、みだりに自己の容ぼう等を撮影されないということについて法律上保護されるべき人格的利益がある。

問題 補-30 参政権に関する次の記述のうち、選挙権を有しない者として正しいものを1つ選びなさい。

- 1 19歳の婚姻している者
- 2 補助人・保佐人が選任された者
- 3 成年後見人が選任された者
- 4 永住者の在留資格をもつ外国籍の者
- 5 任意後見監督人が選任された者

(第26回：問題77，改題)

〈解 説〉

- 1 選挙権は、「日本国民で年齢満18年以上の者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する」と規定されている（公職選挙法第9条）。
- 2 補助人・保佐人が選任された者は公職選挙法の欠格事由ではない（公職選挙法第11条，第11条の2）。
- 3 成年後見人が選任された者は公職選挙法の欠格事由ではない（公職選挙法第11条，第11条の2）。
- 4 正解肢である。選挙権を有する者は「公務員を選定し，及びこれを罷免することは，国民固有の権利である」（憲法第15条第1項）と規定されており，「日本国民」のみを対象としているため，永住者の在留資格をもつ外国籍の者は選挙権が与えられていない。
- 5 任意後見監督人が選任された者は公職選挙法の欠格事由ではない（公職選挙法第11条，第11条の2）。

〈解 説〉

選挙権は国民主権原理の下で民主主義を支え，国民が政治に参加することで統治の基礎をなす国家的に重要な権利である。また選挙権は，個人にとっては，政治的意思決定を媒介し国政への参加という参政権としての意義を持つと同時に，投票という選挙権の行使を通じて国の政治や社会と関係をもち，国家の一員であることを自覚するという機会でもある。事理弁識能力を欠く「常況」にある成年被後見人でも，選挙を通じて社会との関わりを自覚し，自己が政治に参加する権利があるのである。